

設計業務等委託契約約款新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第23条 (略)</p> <p><u>(適正な委託期間の設定)</u>  <u>第23条の2 発注者は、委託期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>第24条から第27条 (略)</p> <p>(不可抗力による損害)            第28条 成果品の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。            2～6 (略)</p> <p>第29条から第35条 (略)</p> <p>(部分引渡し)            第36条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、同条第4項及び第31条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。            2 (略)            3 前2項の規定において準用する第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に対する委託料相当額」及び第2号中「引渡部分に対する委託料相当額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第31条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。            (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託料の額＝指定部分に対する委託料相当額－前払金の額×指定部分に対する委託料相当額／委託料の額            (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る委託料の額＝引渡部分に対する委託料相当額－前払金の額×引渡部分に対する委託料相当額／委託料の額</p> <p>第37条から第41条の2 (略)</p>	<p>第1条から第23条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条から第27条 (略)</p> <p>(不可抗力による損害)            第28条 成果品の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者及び受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。            2～6 (略)</p> <p>第29条から第35条 (略)</p> <p>(部分引渡し)            第36条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したとき<u>については</u>、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、同条第4項及び第31条中「委託料」とあるのは「部分引渡しに係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。            2 (略)            3 前2項において準用する第31条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に対する委託料相当額」及び第2号中「引渡部分に対する委託料相当額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が<u>前2項</u>において読み替えて準用する第31条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。            (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託料の額＝指定部分に対する委託料相当額－前払金の額×指定部分に対する委託料相当額／委託料の額            (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る委託料の額＝引渡部分に対する委託料相当額－前払金の額×引渡部分に対する委託料相当額／委託料の額</p> <p>第37条から第41条の2 (略)</p>

設計業務等委託契約約款新旧対照表

新	旧
<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第42条 第40条各号又は第41条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第40条又は第41条</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第43条から第48条 (略)</p> <p>(発注者の違約金請求等)</p> <p>第48条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第40条又は第41条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>ロ 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>ハ 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>2 (略)</p> <p>(不正行為に伴う損害の賠償)</p> <p>第48条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、第30条第3項<u>又は第4項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>の規定により成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第49条以下 (略)</p>	<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第42条 第40条各号又は第41条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>前2条</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第43条から第48条 (略)</p> <p>(発注者の違約金請求等)</p> <p>第48条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第40条又は第41条<u>若しくは第41条の2</u>の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>ロ 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>ハ 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>2 (略)</p> <p>(不正行為に伴う損害の賠償)</p> <p>第48条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、第30条第3項<u>から第5項まで</u>の規定により成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第49条以下 (略)</p>